

太田市救急病院運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に所在する救急病院（救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により群馬県知事が認定したものをいう。以下同じ。）が行う地域住民の救急医療の確保を図るため、予算の範囲内において太田市救急病院運営費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助金は、SUBARU健康保険組合太田記念病院、医療法人島門会本島総合病院、医療法人三省会堀江病院、医療法人財団明理会イムス太田中央総合病院、医療法人慶仁会城山病院及び医療法人宏愛会宏愛会第一病院に交付するものとする。ただし、これらの病院が救急病院でなくなった場合は、この限りでない。

2 補助金は、前項の病院以外の救急病院のうち、市長が認めたものに対しても交付することができるものとする。

(補助金の交付対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、前条に規定する病院が行う休日及び夜間における救急医療の運営事業とする。

(補助金の額)

第4条 第2条第1項に規定する病院に対する補助金の額は、次の表の基準額を合計した額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。

基 準 額	対 象 経 費
1 当番日割 250,000円×診療日数	休日及び夜間の救急運営事業費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）
2 時間外入院手当 1件当たり 10,000円	
3 時間外入院及び手術手当 1件当たり 50,000円	
4 時間外外来手当 1件当たり 4,500円	

(補助金の経理)

第5条 補助対象者は、補助対象事業に係る収入及び支出を他の経理と区分し、補助金の使途を明確にしておかなければならない。

2 補助対象者は、前項の収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該補助対象事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の太田市救急医療施設運営費等補助金交付要綱(平成13年3月26日太田市制定)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付された補助金については、第5条の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成17年6月15日から施行し、改正後の太田市救急医療施設運営費等補助金交付要綱の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年12月21日から施行し、改正後の太田市救急医療施設運営費等補助金交付要綱の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月6日から施行し、改正後の第4条の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年12月4日から施行し、改正後の太田市救急病院運営費補助金交付要綱の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

